

第10 成立要件

基本的な考え方

- 1 成立要件の設定の有無に関わらず、住民投票が行われた場合には必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容に係る開票結果を公表する。
- 2 成立要件については、一定の投票率を満たした場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果について尊重義務を発生させるための要件として整理をする。
- 3 成立要件を設けるとする考え方と成立要件を不要とする考え方とがあるため、具体的な制度の設計に当たっては十分に留意する必要がある。

市民検討懇話会での議論・検討内容

1 住民投票が行われた場合における開票

実際に住民投票が行われる場合には、相当の費用と労力が費やされることとなる。そのため、いかなる場合であっても開票がなされ、実施された住民投票の賛否の内容については、その結果として明らかにされることが要請される。

また、市民に対して情報の公開を保障する観点から、住民投票が行われた場合には必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容についての結果を公表することにより、市民の知る権利を保障する必要がある。

そのため、成立要件の設定の有無に関わらず、住民投票が行われた場合には必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容に係る開票結果を公表することとする。

2 成立要件

本市の住民投票における「成立要件」については、一定の投票率を満たした場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果について尊重義務を発生させるための要件とする。

その上で、住民投票が行われても一定の投票率に達しない場合、十分な民意を反映していないおそれがあることを理由として成立要件を設け、これを満たしたときに住民投票の結果について尊重義務を発生させるという考え方がある。

一方で、住民投票が行われた場合には必ず開票が行われ、住民投票の賛否の内容に係る開票結果が公表されるのであれば、成立要件は不要であるという考え方がある。

※ 成立要件

一定の投票率を満たした場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果について尊重義務を発生させるための要件

※ 住民投票の結果についての「尊重義務」

住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払うこと。

(1) 成立要件を設けるとする考え方

住民投票は、市政の重要な課題について議論を重ねても合意に至らない場合において投票により住民の意思を直接確認し、その結果を市政に反映させるために行われる。また、住民投票には、結果として示された住民の意思を全体の総意とみなすことにより、賛否が二分されるような市政の重要な課題について、事実上の裁定をする性質がある。住民投票の結果には法的拘束力がないものの、市には尊重義務が課せられる。

投票者数が少ない住民投票の結果については、十分な民意を反映していないおそれがある。一定程度の住民の意思がなければ、住民投票の結果を全体の総意とみなし、市に尊重義務を課することは、適切ではない。市に尊重義務を課するためには、一定程度の住民の意思が必要であるものと考えられる。

そのため、一定の投票率を満たした場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果について尊重義務を発生させるための要件として、成立要件を設ける必要がある。

また、成立要件を設けた上での尊重義務は、成立要件を設けなかった場合の尊重義務と比べ、より重い尊重の要請を市に課することができるものと考えられる。成立要件は、市民に対しても「政治的なメッセージとしての分かりやすい指標」の役割を果たすものになるとも考えられる。

ア 成立要件を満たさない場合における開票結果

成立要件を満たさない場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果については、尊重義務が発生しないこととなる。そのため、この場合における結果については、あくまでも参考としての位置付けとして公表されることとなる。

イ 成立要件として求められる具体的な投票率

市政の重要な課題に対し、半数以上の投票資格者が自らの意思を投票行動により表明した場合、住民の意思としての結果であると判断するのが適当である。また、投票資格者総数の2分の1以上の者が投票し、その投票者の過半数の意思を全体の意思とみなすことには合理性がある。

本市における過去の選挙投票率を勘案し、成立要件については、2分の1以上の投票率（投票者数／投票資格者総数）とするのが適当である。

(2) 成立要件を不要とする考え方

成立要件を設けた場合、住民投票の不成立を目的としてボイコット運動が行われるおそれがある。成立要件を設けないことで、ボイコット運動に対する一定の抑止効果が期待できる。

また、市は、諮問型住民投票の結果について法的に拘束されないものである。住民投票の結果に対する尊重義務は、投票率、賛否の割合等を総合的に判断し、これが果たされる

ものである。

成立要件を設けた場合において、成立要件を満たさなかったとき、尊重義務は発生しないものである。しかし、住民投票が行われた場合には必ず開票が行われることが前提とされており、住民投票の賛否の内容に係る開票結果については明らかにされている。そのような中では、成立要件を満たさなかったときについても「事実上の尊重の要請」が発生し、市の最終的な判断に影響を及ぼすおそれがある。

また、一定の投票率による成立要件の設定については、具体的な数値として明確な根拠を持ち得ているとまでは言えない。

そのため、成立要件は不要であると考えられる。

本市における具体的な成立要件については、両論について十分に留意をし、住民投票制度の中で設計されることが望まれる。

